

令和7年度 波田地区水道事業水質検査計画

1 基本方針

- (1) 検査対象は、原水（水源）及び水質基準が適用される各配水系統の給水栓水とします。
- (2) 検査項目は、水質基準項目、毎日検査項目及び水質基準に係る検査に準じて実施に努めることとされている水質管理目標設定項目とします。また、より安全で良質な水道水であることを確認するため、独自で実施する水質項目について検査を実施します。
- (3) 水質基準項目の中で、過去の水質検査結果から省略することが可能な検査項目についても、安全であることを確認するため検査を実施します。
- (4) 給水栓水の水質検査は、水質基準項目及び水質管理目標設定項目について毎月1回～年1回実施します。また、色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査を毎日実施します。
- (5) 原水（水源）の水質検査は、各項目を水源の状況に応じて毎月1回～年1回実施します。
- (6) 放射性物質濃度検査は、これまでの検査結果や県の動向を踏まえ、令和5年度から取りやめています。なお、状況が変化し、検査実施の必要性が高くなった場合は、県等の動向も踏まえたうえで実施します。
- (7) 水質検査計画は、毎年度事業開始前に公表します。また、水質検査計画に基づき実施した水質検査結果について公表します。

2 水道事業の概要

(1) 概要（令和5年度末）

項 目	合 計
給水区域	15.8 km ²
給水人口	15,157 人
普及率	99.7%
1 日平均配水量	4,290 m ³
1 日最大配水量	4,697 m ³

(2) 原水（水源）の名称及び種別等

水源名	種別	計画取水量 (m ³ /日)	浄水場名	処理方法
栗谷俣沢	河川水	1,887	男女沢第1	急速ろ過＋塩素消毒
黒川	河川水	6,000	男女沢第2	急速ろ過＋塩素消毒
一の沢	河川水	400	男女沢第2	急速ろ過＋塩素消毒
二の沢	河川水	600	竜島	膜ろ過＋塩素消毒
中沢	河川水	24	中下原	緩速ろ過＋塩素消毒

3 原水（水源）の水質状況

降雨等による濁度上昇について注意を払います。

4 水質検査地点（図1参照）

(1) 給水栓水

水源系統ごとに1カ所を選定して、3カ所の給水栓（蛇口）で採水・検査を実施します。
毎日検査は、配水地から遠い場所で残留塩素の消毒効果の確認に適した4カ所を選定して検査を実施します。

(2) 原水（水源）

3カ所で検査を実施します。

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 給水栓水〔表1～3〕

ア 検査項目

水道法で定められた水質基準 51 項目及び毎日検査3項目、水質基準に係る検査に準じて実施に努めることとされている水質管理目標設定項目のうち 23 項目（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PF0A）を含む）について検査を実施します。

イ 検査頻度

(ア) 色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）については、毎日検査を実施します。

(イ) 水質基準項目は、法の規定に基づき、項目ごとに、毎月、3カ月に1回、年1回検査を実施します。（過去3年間の検査結果から検査回数の減（最長で3年に1回）又は省略ができる項目についても、水道水の安全性を確認するために年1回は検査を実施します。）

(ウ) 水質管理目標設定項目は、項目ごとに、年1回以上検査を実施します。

(2) 原水（水源）〔表4〕

ア 検査項目

給水栓水の水質基準 51 項目のうち消毒副生成物等を除く 39 項目、クリプトスポリジウム等及び指標菌について検査を実施します。

イ 検査頻度

(ア) 給水栓水の水質基準項目は、項目ごとに、年1回以上検査を実施します。

(イ) クリプトスポリジウム等及び指標菌は、国の指針に基づき適切な頻度で検査を実施します。

6 臨時の水質検査

以下のような原水（水源）の水質変化により、給水栓（蛇口）で水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止する等の措置をとり、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。水質変化が終息し、給水栓水の安全性が確認されるまで水質検査を行います。

- (1) 原水（水源）の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 原水（水源）に異常があったとき。
- (3) その他必要があると認められるとき。

7 水質検査機関及び水質検査方法

(1) 水質検査機関

ア 水質基準項目、水質管理目標設定項目等は松本市上下水道局（水質検査室）にて検査を実施します。

イ 毎日検査項目、クリプトスポリジウム等、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）は外部に検査を委託します。

(2) 水質検査方法

水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、水質管理目標設定項目等については厚生労働省健康局水道課長通知で示された方法により検査を実施します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果はホームページ等で公表します。水質検査計画については、検査の結果や法令改正をもとに毎年必要な見直しを行い、より良い水質検査計画策定と適切な検査を実施します。

9 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価は、検査ごとに水質基準に適合することを確認し、水質に異常が認められた場合は原因究明や必要な対策を行い、安全な水質を確保します。原水（水源）に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。

10 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

原則として次に示す精度の水質検査を行います。

ア 水道法で定められた水質基準値（水質管理目標設定項目においては目標値）の 1/10 の定量下限が得られること。

イ 基準値（水質管理目標設定項目においては目標値）の 1/10 付近の測定において、定められた変動係数(CV)が得られること。(金属類等の項目は変動係数(CV)10%以下、有機物等の項目では同 20%以下。)

(2) 信頼性保証

標準作業手順書による作業のマニュアル化を行い、国及び県水道協議会が実施する精度管理事業への参加や、自主的に企画する外部精度管理を通じて水質検査精度の向上と信頼性を確保します。また、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、各検査項目の標準作業手順書によって得られる水質検査結果の妥当性と信頼性の確認を行います。

11 関係者との連携

原水（水源）等で水質汚染事故が発生した場合には、国、県、関係市町村、関係水道事業体及び外部検査機関等と情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じて水質検査を実施する等、水道水の安全性を確保します。

図1 水質検査地点(波田地区)

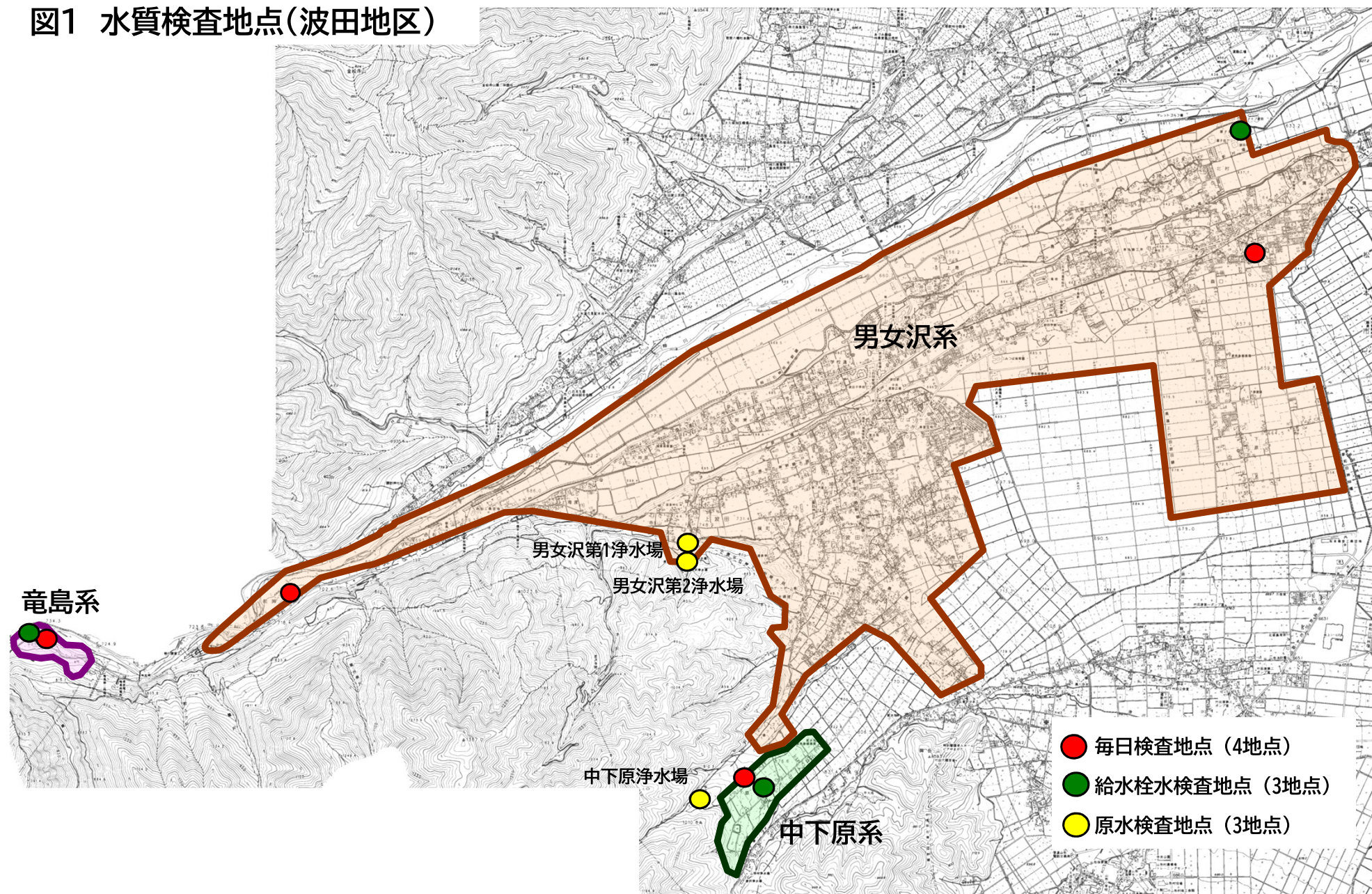


表1 給水栓水の水質基準項目検査

検査項目		基準値	男女沢	中下原	竜島
1	一般細菌	100CFU/mL以下		12	
2	大腸菌	不検出			
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下		4	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下		1	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下			
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下			
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下			
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下			
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下			
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下			
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下			
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下			
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下			
21	塩素酸	0.6 mg/l以下		4	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下			
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下			
26	臭素酸	0.01 mg/l以下			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下			
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下			
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下			
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下			
38	塩化物イオン	200 mg/l以下		12	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l以下		4	
40	蒸発残留物	500 mg/l以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下			
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下		1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下			
45	フェノール類	0.005 mg/l以下			
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/l以下			
47	pH値	5.8～8.6			
48	味	異常でないこと		12	
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5 度以下			
51	濁度	2 度以下			

数字は年間の検査回数

表2 給水栓水の毎日検査

検査項目		評価	検査頻度
1	色	異常なし	毎日1回
2	濁り	異常なし	
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/L以上	

表3 給水栓水の水質管理目標設定項目検査

検査項目		目標値	検査頻度
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下（暫定）	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
5	トルエン	0.4mg/L以下	
6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L以下	1
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	— ※1
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）	1
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）	
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	12
12	残留塩素	1mg/L以下	
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	4
14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	1
15	遊離炭酸	20mg/L以下	4
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	— ※2
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下	
19	臭気強度（TON）	3以下	4
20	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	12
21	濁度	1度以下	
22	pH値	7.5程度	1
23	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	
24	従属栄養細菌	2000CFU/mL以下（暫定）	4
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	1
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオktan酸（PFOA）	PFOS及びPFOAの量の和として 0.00005mg/L以下（暫定）	

数字は年間の検査回数

※1 浄水処理工程で二酸化塩素を使用していないため省略

※2 水質基準項目の「有機物」及び「臭気」で代替し省略

表4 原水の水質検査

検査項目		男女沢第1 男女沢第2（兼 竜島）	中下原
1	一般細菌	12	8
2	大腸菌		
3	カドミウム及びその化合物	1	1
4	水銀及びその化合物		
5	セレン及びその化合物		
6	鉛及びその化合物		
7	ヒ素及びその化合物		
8	六価クロム化合物		
9	亜硝酸態窒素		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	3
12	フッ素及びその化合物	1	1
13	ホウ素及びその化合物		
14	四塩化炭素		
15	1,4-ジオキサン		
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		
17	ジクロロメタン		
18	テトラクロロエチレン		
19	トリクロロエチレン		
20	ベンゼン		
21	塩素酸	消毒副生成物につき 検査省略	消毒副生成物につき 検査省略
22	クロロ酢酸		
23	クロロホルム		
24	ジクロロ酢酸		
25	ジブロモクロロメタン		
26	臭素酸		
27	総トリハロメタン		
28	トリクロロ酢酸		
29	ブロモジクロロメタン		
30	ブロモホルム		
31	ホルムアルデヒド		
32	亜鉛及びその化合物	1	1
33	アルミニウム及びその化合物		
34	鉄及びその化合物		
35	銅及びその化合物		
36	ナトリウム及びその化合物		
37	マンガン及びその化合物	12	8
38	塩化物イオン		
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1	1
40	蒸発残留物		
41	陰イオン界面活性剤		
42	ジオスミン		
43	2-メチルイソボルネオール		
44	非イオン界面活性剤		
45	フェノール類		
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	12	8
47	pH値	—	—
48	味		
49	臭気		
50	色度	12	8
51	濁度	1	1
	クリプトスポリジウム・ジアルジア		
	指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）	1	1

数字は年間の検査回数